

## 河南町地域公共交通検討会議事務局規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、河南町地域公共交通検討会議規則第13条の規定に基づき、河南町地域公共交通検討会議（以下「検討会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 検討会議の会議に関すること。
- (2) 検討会議の資料作成に関すること。
- (3) 検討会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項

### （職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、河南町総務部総務課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、河南町の職員をもって充てる。

### （専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項についてはこの限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他検討会議の運営に必要な契約に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

### （文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関して必要な事項は、河南町において定められている文書取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 検討会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 検討会議の公印の保管、取扱い等については、河南町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年7月 日から施行する。

別表

| 名称                            | 形状 | 書体  | 寸法              | 用途                    | 個数 | 管理者  |
|-------------------------------|----|-----|-----------------|-----------------------|----|------|
| 河南町地域<br>公共交通検<br>討会議会長<br>の印 |    | てん書 | 21×21<br>ミリメートル | 会長名をも<br>って発送す<br>る文書 | 1  | 事務局長 |